③　前記②の条件が成就したときは、本件担保権の担保権者は、該当する当該担保権の解除の手続をする。この場合、当該担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権を解除するために必要な一切の書類及び前記①の同表整理番号１記載の担保目的物のうち、占有するものを管財人に交付しなければならない。

④　前記①の同表整理番号１記載の質権が裁判所の許可を得て譲渡担保権に変換された場合は、担保変換後の譲渡担保権に対して前記①ないし③の定めを適用する。

⑸　機械・器具に係る担保権

①　別表７－４「存続する担保権一覧表（譲渡担保権等）」整理番号３記載の譲渡担保権（以下、本項において「本件譲渡担保権」という。）は、更生計画認可決定後も同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で存続する。

②　本件譲渡担保権は、被担保債権である権利の変更後の更生担保権が完済された時に消滅する。

③　前記②により消滅した本件譲渡担保権の担保権者は、速やかに当該担保権の設定登記（動産譲渡登記）の抹消登記手続をするものとし、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権設定登記（動産譲渡登記）の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。

⑹　未確定更生担保権に係る担保権

①　別表８「未確定更生担保権に係る担保権一覧表」記載の担保権は、担保権の存否が確定するまでは、更生計画認可決定以後も同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で従前の順位により存続する。

②　前記①の担保権の担保権者は、管財人（担保権の目的である財産が第７章第１節５⑴②の定めにより分割新会社へ承継されたときは、分割新会社。以下、本項において同じ。）から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権の元本確定登記に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。なお、後記⑥の根抵当権抹消登記手続をする時までに、本号の措置が未了の場合、管財人は本号の措置を省略して、後記⑥の根抵当権の抹消登記手続を求めることができる。

③　前記①の同表の「新しい債権額」欄記載の額は、当該担保権に係る未確定更生担保権が存在すること及びその金額が確定したときはその確定額に置き換わるものとする。

④　前記③の担保権の担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、極度額を同表の「新しい債権額」欄記載の額に減額するための変更登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。なお、後記⑥の根抵当権抹消登記手続をする時までに、本号の措置が未了の場合、管財人は本号の措置を省略して、後記⑥の根抵当権の抹消登記手続を求めることができる。

⑤　前記③の担保権は、被担保債権である権利の変更後の更生担保権が完済された時に消滅する。

⑥　前記⑤により消滅した担保権の担保権者は、前記⑤の条件が成就したときは、当該担保権の設定登記の抹消登記手続をする。同担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に対し交付しなければならない。

⑦　前記①の同表記載の担保権について担保権に係る未確定更生担保権が存在しないことに確定したときは、当該担保権の担保権者は、当該担保権の設定登記の抹消手続をする。この場合、当該担保権の担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権の設定登記の抹消手続に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。

２　存続しない担保権

更生会社の財産上に存する担保権で、前項に存続する担保権として掲げた担保権以外の担保権（以下、本項において「存続しない担保権」という。）は、更生計画認可決定時にすべて消滅する。

存続しない担保権の担保権者は、当該担保権について担保権設定登記又は登録がある場合は、当該設定登記又は登録の抹消手続をする。この場合、存続しない担保権に係る担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権設定登記又は登録の抹消手続に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。

第２節　登記等の費用

本章による登記手続に要する登録免許税等の費用は更生会社（担保権の目的である財産が第７章第１節５⑴の定めにより分割新会社へ承継されたときは、分割新会社。以下、本節において同じ。）が負担する。その余の費用（担保物保管・返還に係る費用を含むがこれに限らない。）は、更生会社と各担保権者の折半とする。

第６章　弁済資金の調達方法及び予想超過収益金の使途

第１節　弁済資金の調達方法

更生担保権、優先的更生債権及び一般更生債権の弁済資金は、スポンサーからの出資払込金（26億1500万円。なお、ワシ興産は30億1500万円である。）、第７章に定めるスポンサーによる出資日において更生会社及び日本ＢＢＳが有する手元現預金、ワシ興産の更生計画に基づく更生会社への現金による弁済金を以てこれに充てる。分割新会社から更生債権者に割り当てられる種類株式への残余財産の分配は、更生会社のホイール事業以外の資産等の換価処分による資金を原資として行う。

第２節　予想超過収益金の使途

更生期間中に予想超過収益が生じた場合には、弁済資金、運転資金及び事業上の必要な資金に充てるものとする。

第３節　共益債権及びその弁済方法

１　支払共益債権

更生会社が更生手続開始決定日の翌日（平成24年11月17日）から平成25年３月末日までに支払った共益債権は、別表10「共益債権支払実績・未払残高表」の「支払実績」欄記載のとおり、総額約10億8100万円である。

２　未払共益債権

更生会社の平成25年３月末日現在の未払共益債権は、別表10「共益債権支払実績・未払残高表」の「未払残高」欄記載のとおり、約５億1577万円である。

３　弁済方法

前記未払共益債権及び平成25年４月１日以後更生手続終結までの間に生ずる共益債権は、営業収益金、不動産その他資産の売却代金、手持ち資金等を以て随時弁済する。

第７章　会社の措置

第１節　会社分割

１　新設分割による承継

更生会社は、本節に定めるとおり新設会社分割を行い、分割新会社は、更生会社の保有する財産のうちスポンサーによる事業継続対象でない財産の管理処分事業を承継する。ただし、管財人は会社分割期日までの間、裁判所の許可を得て、本章に定める会社分割の条件及び内容を変更することができる。

２　分割新会社の成立日

会社分割期日は、更生計画認可決定後１ヶ月以内の日で管財人が定めた日（「本件効力発生日」という。）とし、管財人は、分割新会社の成立日が本件効力発生日となるように会社設立の登記手続を行うものとする。